

廃棄物埋設に関する
原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド
(廃棄物埋設施設確認)
(GL0004_r2)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

1 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 6 第 1 項の規定に基づく、廃棄物埋設事業者（法第 51 条の 6 第 1 項に規定する廃棄物埋設事業者）が廃棄物埋設を行う場合に、その廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置についての原子力規制委員会による確認（以下「廃棄物埋設施設確認」という。）に係る運用を定めたものである。

なお、廃棄物埋設施設確認に当たっては、原子力規制検査等実施要領「4. 法定確認行為等と原子力規制検査の関係」に示すとおり、原子力規制検査の結果を活用の上実施することとする。

2 廃棄物埋設施設確認

2.1 廃棄物埋設施設確認の申請

(1) 廃棄物埋設施設確認の申請時期

廃棄物埋設施設確認の申請は、廃棄物埋設事業者が廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を求める場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号。以下「規則」という。）第 5 条に規定する事項及び時期に申請が行われることとなる。

(2) 申請書及び添付書類の記載内容

担当部署は、廃棄物埋設施設確認の申請があった場合は、規則第 4 条に規定する申請書及び添付書類に不備及び過不足がないこと並びに規則第 5 条に規定する事項及び時期であることを確認する。

(3) 申請書に係る手数料納付

申請書の提出を受けた際に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 65 条に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続を行い、必要な手数料が納付されていることを確認する。

2.2 廃棄物埋設施設確認の実施

確認に当たって、原子力検査官は、適切な工程ごとに、原子力規制検査により廃棄物埋設事業者の保安のために講ずべき措置等に係る活動を監視することで、対象となる廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置が法第 51 条の 6 第 1 項等の規定を満たしていることを確認する。

(1) 検査項目の抽出

廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド（廃棄物埋設施設確認）

担当部署は、確認対象となる事項を特定し、関連する廃棄物埋設事業者の活動に対する原子力規制検査の検査項目（以下「検査項目」という。）について、以下を参考に抽出する。

（BM0110 作業管理）

(2) 廃棄物埋設施設確認の方法

抽出した検査項目について、担当部署は、申請以前の廃棄物埋設事業者の関連活動の実施状況についての原子力規制検査による確認結果を含め、原子力規制検査で確認すべき事項を必要に応じて特定し、当該検査項目の検査を担当する職員に伝達し、以後、相互に情報共有を図るものとする。

担当部署においては、一連の確認の実施により、当該検査項目で検査指摘事項がないこと又は検査指摘事項の内容が当該申請等に係る確認対象となる事項に影響を及ぼすものとなっていないことを確認することとし、必要に応じて廃棄物埋設事業者の活動状況、記録等を確認するものとする。

また、受理した申請書及び添付書類の記載事項について確認するものとする。

2.3 廃棄物埋設施設確認の終了

(1) 廃棄物埋設施設確認の終了の確認

原子力規制委員会は、廃棄物埋設施設確認の終了に当たり、原子力規制検査の結果を取りまとめ、規則第6条の技術上の基準に適合していることを確認する。

(2) 第二種廃棄物埋設確認証の交付

原子力規制委員会は、規則第9条の規定に基づき、添付－1、添付－2に示す様式による第二種廃棄物埋設確認証（以下「確認証」という。）を申請者に交付（廃棄物埋設地においては、定置前、覆土施工前、終了後などの工程ごとに分割した確認証の交付を含む。）するものとする。

添付－１ 第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物埋設地）の例

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物埋設施設）
（○号廃棄物埋設地 ○○○○○（注））

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

○年○月○日付け○○をもって確認の申請のあった廃棄物埋設施設等のうち下記について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第1項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物埋設施設）を交付します。

記

確認をした廃棄物埋設施設等	
特記事項	

（注）：分割（定置前、覆土施工前、終了後などの工程ごとに分割）交付の必要がある場合は、記載する。

添付－２ 第二種廃棄物埋設確認証（附属施設）の例

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物埋設施設）
（廃棄物埋設地の附属施設）

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

〇年〇月〇日付け〇〇をもって確認の申請のあった廃棄物埋設施設等のうち下記について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第1項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物埋設施設）を交付します。

記

確認をした廃棄物埋設施設等	
特記事項	

廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド（廃棄物埋施設確認）

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/04/21	○運用の明確化 ①確認対象及び手続を明確化（2. 廃棄物埋施設確認） ○記載の適正化	
2	2023/03/31	○記載の適正化	本改正内容は、 2023/04/01 から施行する。